原告ら代理人西山より、意見陳述させて頂きます。

原告については、原告母、原告娘と呼んでお話させて頂きます。

当職から特にお伝えしたいことは

第一に、本件警察官の一連の違法な事情聴取等が人種差別に基づくものであったこと、

第二に、本件警察官らの行為は、原告母が外国人であるが故に抵抗しがたいこと を認識して行われた点で、より悪質であること

第三に、本件警察官らの行為により、訴外男性による人種差別的言動が助長され、 原告らに対する深刻な二次被害が発生していること です。

1 本件警察官の一連の不法行為が人種差別に基づくものであったこと

12月6日、アメリカ大使館が在日自国民に対し、日本の警察により「レイシャル・プロファイリング」が疑われる職務質問などが行われているとして、Twitter上で警告を発しました。

レイシャル・プロファイリングとは、警察などの法執行機関が、人種や肌の色、 民族、国籍、言語、宗教といった属性であることを根拠に、個人を捜査の対象と したり、犯罪に関わったかどうかを判断したりすることを指します。

「どうせお前がやったんだろう」

本件警察官らは、公園に臨場するなり、原告娘が訴外男性の息子を蹴ったという犯罪を犯したと判断しました。

そして、原告娘が、刑事未成年であることはもちろん、年齢や内容から考えて も触法少年となる余地もなかったのに、犯罪捜査であってすら許されないよう な非人道的な態様で、長時間に渡る事情聴取を行いました。

原告母は、一貫して娘は訴外男性の息子を蹴っていない、自分は娘をずっと見ていたと主張しています。本件警察官らが臨場した際、公園には、彼女の主張を通訳してくれる、利害関係のない男性もいました。

現場に監視カメラがあったわけでもなく、その場で原告娘が蹴ったか否かの 客観的な根拠もありませんでした。 それにも拘らず、本件警察官らは、何を根拠に原告娘が蹴ったと判断したので しょうか。言い換えれば、なぜ通報した訴外男性の言い分を一方的に信じたので しょうか。

客観的な証拠がないのに、主観的にどちらか一方に肩入れするということは、 警察官が肩入れする理由になる、どちらかにあって、どちらかにはない、要素が 存在したはずです。

両者の間にある差を見てみましょう。

原告母は、外国人で、そのことは、肌の色や顔立ちから明らかでした。 女性で、

ある宗教を信仰していると服装から容易に分かり、

日本語を話すことができませんでした。

一方、

通報者は日本人で、

男性で、

日本語を話し、原告らに対し、人種差別的言動を繰り返していました。

両者の違いは誰の目から見ても明らかです。

本件警察官らは、意識的に、あるいは無意識に、当事者のこれらの「差」を見て、偏見をもって、訴外男性の言うことが信用できると判断したのです。

本来であれば、弱い立場にあり、守られるべき存在である原告母娘に、乱暴な態度で接し、本人らが否定しているのにも拘らず、悪いのは母娘だと決めつけたこと、訴外男性の人種差別的言動を窘める事すらしなかったこと、原告らの個人情報を訴外男性に提供するなど職務の領域を超えた便宜まで図っていることからも、本件警察官らに強い差別意識があったことは明らかです。

このように、本件警察官らは、まさに「人種や肌の色、民族、国籍、言語、宗教といった属性であることを根拠に、個人を捜査の対象としたり、犯罪に関わったかどうかを判断し」、人種差別に基づく一連の違法な事情聴取等を行ったのです。

2 本件警察官らの行為は、原告母が外国人であるが故に抵抗しがたいことを 認識して行われた点で、より悪質であること 第二に、本件警察官らの行為が、原告母が外国人であるが故に警察官らの言動 に抵抗しがたいことを認識して行われた点で、より悪質であることについて述 べます。

本件は、3歳児が蹴ったか蹴らないかという極めて軽微な事案であって、言うまでもなく、刑事事件ではありませんから、法律的に考えれば、原告らは、警察官らの事情聴取に応じる義務はありませんでした。

しかしながら、原告母は、娘が昼食をとっていなかったので、すぐにでも帰宅したかったのに、公園で1時間半程度、警察の指示に従ってその場にとどまり、警察車両に乗って警察署に行き、顔写真を取られ、わずか3歳の原告娘を置いて部屋から出ざるを得なかったり、トイレにもおむつ替えにも行かずに、3時間以上聴取に応じざるを得ませんでした。

本件警察官らが、このように原告母娘に強制できた理由は何でしょうか。

この問いを考えるときには、在日外国人が潜在的に抱える不安を理解することが不可欠です。

日本に生まれ育った日本人でも、日本の刑事訴訟制度に理解して、警察官の言

動が違法か否かを見抜くことは難しいことですが、外国人にとってはさらにハードルが上がります。

自分がされていることは、自分の出身国では許されないことだが、もしかした ら、日本では許容されていて、抵抗することで、拘束されたり、罪に問われるか もしれない。

それを確認しようにも、日本語で話すことも、読み書きすることも困難であれば、確認することは不可能。

そして、在留資格を得て、日本に在留する外国人が、罪に問われ、有罪判決を受ければ、在留資格を取り消され、生活の本拠のあるこの日本から、強制的に退去させられることになる。

こうした在日外国人特有の不安そして、それゆえの不本意な服従があってこそ、本件警察官は、一連の違法な事情聴取等を行うことができたのです。

弱みに付け込み、無理を通すことの悪質さは、特別に評価されるべきです。

3 本件警察官らの行為により、訴外男性による人種差別的言動が助長され、原 告らに対する深刻な二次被害が発生していること

訴状にも記載のとおり、本件では、訴外男性と合理的に推測される Twitter アカウントから、原告らの顔写真を用いて、原告の名誉を棄損する投稿がなされて

います。この投稿には、原告の写真の掲載について、警察から許可を得たと記載 されており、警察が自分に協力的であること、お墨付きを得ているかのような表 現をしています。

本件警察官らが、訴外男性の人種差別的言動を窘めなかったばかりか、訴外男性の言い分を前提に聴取を進めたり、原告らの個人情報を訴外男性に提供したことなどが、訴外男性の不法行為を助長することに繋がったと言わざるを得ません。

その後、事態はさらに深刻さを増しています。

訴外男性と思われる関連アカウントのプロフィール画面には、原告娘の写真がなんのプライバシー処理もなく晒され、その横には、大きく赤い文字で、「殺人未遂犯」と書かれており、原告の出身国名、この場で読み上げるのも憚られるような、宗教的な侮辱の言葉が並んでいます。

そして、とうとう 1 0 月末には、原告母の本名、原告住所周辺の建物等を特定 して居住地域までもが、投稿されてしまいました。

原告母の不安、恐怖は察するに余りあります。

4 まとめ

警察による、外国人に対する差別的対応は、日本においても間違いなく存在していますが、これまでは、被害者である外国人のほとんどが泣き寝入りをし、表に出てくることはありませんでした。

異国の地で公権力に抵抗の声を上げることで、何等かの不利益を被るのでは ないかと言う恐怖は想像に難くありません。

昨今、外国人の人権について論じられる機会が増え、社会の関心を集めています。本件についても複数のメディアに報じられ、アメリカ大使館のツイートもあって、国内だけではなく、国外のメディアにも大きく注目されています。

当職ら弁護団が、外国特派員協会で記者会見を行う予定もあります。

このような世相の中で、本件の原告のように、声を上げる外国人たちが出てきています。日本における人権感覚、とりわけ「人種差別」という領域におけるものを刷新すべき時が来ているのだと思います。

本日、原告母は、防犯上の問題等を理由として、出頭しておりません。 裁判官にお伝えしたいことがあるということで、手紙を預かりましたので、最後 にその日本語訳を読み上げ、意見陳述を終わります。 日本の名誉ある裁判所の判事、そして、この裁判所のすべての方が私に公平であ りますように。

尊敬する裁判官の皆様:

外国人を憎悪する日本人男性と警視庁による非人道的な行為や差別に関して、 ご迷惑をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。あの最悪な事件の あと、自分は"よそもの"であると強く感じ、私たち家族は日本で平和に暮らす権 利さえ、もっていないのだと感じました。

日本人であれば誰でも、いつでもどこでも、私たち外国人を苦境に立たせることができます。なぜなら、誰も外国人の話なんて聞きたがらないからです。私たちにはどうすることもできません。

私たちは日本人男性の虚偽の陳述により、犯罪者のように扱われました。私たちは無実です。私たちは無実だったのに、なぜ罰を受けなければならなかったのでしょうか?

私の3歳の娘は、いまも不安と鬱病に苦しんでいて、治療を受けています。私 は、彼女の将来が心配でたまりません。

信頼する裁判官の皆様:

日本に住むすべての外国人のために、お願いをさせてください。日本に住む外国人の平等な人権を認め、ここで平和で暮らせるようにしていただけないでしょうか。

外国人が日本で平等な人権を享受し、非人道的な行為、差別、不公平な未来を 阻止するために努力されている、すべての名誉ある人々に心からの敬意を表し ます。